

スーパー定期「50 周年定期預金 チューリップの花束」規定



1. 預 入 れ

- (1) この定期預金への預入は個人のお客さまに限りします。
- (2) この定期預金の新規預入金額は一契約 1 万円以上とします。
- (3) この定期預金は預入期間 3 年の複利型自動継続扱いのみとします。
- (4) この定期預金の預入形態は、通帳式（総合口座の取扱いも可）に限りします。

2. 適用利率

- (1) この定期預金の初回適用利率（税引前）は「年 0.550%」とします。
- (2) この定期預金の自動継続後の適用利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期 3 年ものの利率とします。
- (3) この定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。以下同じです。）の前日までに解約する場合、次の中途解約利率を適用します。
ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用します。
なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。

〈中途解約利率〉

預入期間 6 ヶ月未満 …………… 「解約日における普通預金利率」

預入期間 6 ヶ月以上 1 年未満 …… 「約定利率×10%（小数点第 4 位以下は切捨て。以下同じです。）」

預入期間 1 年以上 1 年半未満 …… 「約定利率×20%」

預入期間 1 年半以上 2 年未満 …… 「約定利率×30%」

預入期間 2 年以上 2 年半未満 …… 「約定利率×40%」

預入期間 2 年半以上 3 年未満 …… 「約定利率×70%」

3. 利 息

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって 6 ヶ月の複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた第 2 条第 3 項の中途解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この定期預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。

4. 一部解約の取扱

この定期預金の一部解約はできません。

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。

以 上